

西南セイロンの農村経済

なかむらひさし
中村尚司

はじめに

1964年12月3日夜、セイロン議会（下院）はバンダラナイケ内閣の不信任動議を74対73の1票差で可決した。現政府が住宅、失業、物価という国民生活に結びついた経済問題の解決に失敗した、というのがこの不信任動議の理由であった。しかし、経済情勢の急激な悪化を引き起こした主要な原因は、バンダラナイケ内閣の失政というよりは、むしろ国際市場における茶、ゴム価格の低落によるセイロンにとってきわめて不利な交易条件によるものであった。輸出の9割以上を茶、ゴム、ココナツに依存しているセイロン経済の“植民地性”の現われである。政府は国際収支の悪化を防ぐため、きびしい輸入制限を実施した。その結果、物価が騰貴し、国民の経済生活を圧迫することになったのである。

プランテーション農業中心の植民地経済から脱却できていないセイロンでは、主食である米の消費量の5割近くを輸入している。そのため、年々輸入の40~50%は食料品となっている^(註1)。これは、どんなに外貨事情が苦しくても削ることのできない部分である。このことは、国民経済の自立化を達成するため急速な工業建設を進めなければならないセイロン経済にとって、大きな障害となっている。政府は食糧自給をめざし、積極的な農業振興政策（毎年農業関係予算は予算項目中最大）をとってきたが、急速な食糧増産を実現することは

できなかった。1963年の米作生産は、これまでの最高である4900万ブッシェル（エーカー当たり38ブッシェル）を記録したが^(註2)，“10カ年計画”の目標数字（1968年）7700万ブッシェル（エーカー当たり48ブッシェル）にはほど遠く、人口増加のため米の輸入量はむしろ増加しているのである^(註3)。このような慢性的な食糧危機に悩まされているセイロンにおいては、農業問題の解決が急速な経済建設の前提条件である。したがって、農業を主体とする国民経済構造の長期的変革と古い経済諸構成の再編成が行なわれなければならないのである。したがって、セイロンのような国の経済発展を研究しようとすれば、農業問題の考察から始めざるをえないのである。

このようなアジア諸国の農業問題を取り上げる場合、従来の研究では当該地域の経済問題の一環として包括的に考察し、一定の経済理論のわくの中で検討するという形で進められてきた。いわゆる「実証研究」でさえ、政府の開発計画や既製の開発理論に依拠したり、関係機関の報告や統計の分析に終始している。そのため「実証研究」を進める過程での現地調査はおのずから限られた性格のものとなり、問題の解明に十分積極的な役割を果たしているとは言いがたい。

もちろん、わが国におけるアジア研究の水準を形造ってきたものとしてのその意義は、けっして否定されるべくもないが、きびしい資料批判に耐えうる報告や統計が整備されていないという現実

の資料事情のもとでは、その成果も限定されたものにとどまらざるをえないだろう。

そこで、われわれは、アジア諸国の農業問題を研究するためには、まず現地の農村社会にはいり、その地区における具体的な経済活動および生産と流通とをめぐる諸関係を調査することから始める必要があると考える。そうして、自らの手でつかみとったデータを、その国の社会経済的な発展の中で位置づけようというのである。これは、単に資料の不備をカバーするというだけではなく、現実に生起する問題を把握し、解明するための一つの有効な方法であろう。従来、アジア諸国の農村における実態調査は、その大半が人類学、社会学、地理学、民俗学等によるものであり、農業問題を明らかにするための経済学の立場から実態調査を行なうことが、きわめて必要であると考えられる。

本稿は上述の問題意識から、将来セイロンの米作農村において実施すべき実態調査の準備作業の一つとして行なった文献調査の報告である。

この報告では、人口の大半が集中し、プランテーション農業と水田農業とが並存している西南地方の Wet Zone (注4) におけるシンハラ人の米作農村を取り上げる。セイロンにおける古い農業の解体過程が、ここでは Dry Zone よりいっそう明白に、集中的に体现されていると思われるからである。

まず、1930年代以後、主としてセイロンの官公庁によって実施された経済調査を検討し、Wet Zone の農村経済の概況を明らかにする。これまで行なわれた主要な調査は、つぎのとおりである。

(1) 1936年、Ministry of Labour, Industry and Commerce によって、Das Gupta の指導のもとに Kalutara 県の7カ村(注5)で行なわれた経済調査(注6)をテストケースとして、その後2年間に実施

された8県68村の本調査(注7)。

(2) 1941~42年に、G. de Soyza によって行なわれた農村復興に関する面接調査(注8)。

(3) 独立の翌年に旧 Kandy 王国領の農民の経済状態を知るために、中央州とウバ州で行なわれた調査。これには下院議員を中心とする特別の委員会(Kandyan Peasantry Commission)が任命され、中央山地における農民の社会経済問題を解決するためのいくつかの勧告を付した報告書が作成された(注9)。

(4) 1950~51年に統計局(Department of Census and Statistics)によって実施された108村の経済調査(注10)。これは県と村との中間の行政区分である県収入官区(District Revenue Officer's Division: 全国で108区、現在は114区)から1カ村を抽出した調査である。

(5) セイロン中央銀行が Das Gupta の指導のもとに実施した標本抽出による消費者調査(注11)。

(6) 1957年に統計局、協同組合開発局(Department of Co-operative Development)、農務局(Department of Agrarian Services)が共同で行なった農村負債調査(注12)。

(7) 1960年に全島の労働力調査(All-Island Sample Survey of Employment, Unemployment and Under-employment)が実施されているが、その報告書はまだ入手できていない。

(8) 以上のほか、1952年と1960年とに農業センサスが行なわれている。また、1956年の *A Report on Paddy Statistics* によって、初めて村別の稲作統計を得ることができるようになった。

(9) 事例調査としては西海岸近くの低地の Pel-pola 村(注13)、中央山地の Pata Dumbara 地区(注14)と Ella 村(注15)とが報告されている。

以上の調査の成果を基礎にして、西南セイロン

の米作農業と農村経済の輪郭を描いてみよう。

本稿ではセイロン経済一般に関する問題は Wet Zoneにおける米作農村の経済構造を考察するに必要なかぎりでのみ言及するので、その点については、さしあたってアジア経済研究所やエカフェ協会等の出版物等^(注16)を参照されたい。また、シンハラ米作農村の経済構造をめぐる諸条件としての、米田法 (Paddy Land Act) の実施状況^(注17)、Dry Zone への入植開発計画の成果、水利灌漑事業を含む土地改良の役割と意義、品種改良、化学肥料の使用、移植栽培等の生産技術の普及、農村金融の実態、協同組合の活動、米の集荷販売制度^(注18)、穀物保険制度^(注19)、農民組合の動向、プランテーション農業と相互関係などについては、もっぱら資料上の制約のため捨象せざるをえなかった。

(注1) cf. T. Jogaratnam, "The Role of Agriculture in the Economic Development of Ceylon", *University of Ceylon Review*, Vol. XX, No. 1, 1962, pp. 125~137.

(注2) *Financial Times and News of Ceylon*, Jan. 1965, p. 17.

(注3) *Ceylon Daily News*, 14th Aug., 1964.

(注4) この国では年雨量75インチ以上のところの地方を Wet Zone と定義し、その他の地方を Dry Zone と呼ぶ。年雨量75インチをもって境界とするのは、第1にこの境界によって分けられる二つの地方が、およそ南西モンスーン(5~9月)による降雨を多量に受ける地帯と、ほとんどそれを受けない地帯(20インチ以下)とに相対応しているからであり、いいかえれば年雨量75インチ以下の地帯では南西モンスーン期に長い乾期(dry season)がある。第2の理由は全島平均の年雨量が75.6インチ(40年間の平均)だから、それを基準に分けることができるのである。Wet Zone はほぼ全島面積の4分の1であり、Dry Zone は残りの4分の3を占めている。セイロンの人口は現在1000万人を少し越えているものと推定されるが、その約60~70%は Wet Zone に住んでいる。1953年の人口センサスによると、この国の人口密度は全島平均で1平方マイル当たり320人であるが Wet Zone の Western Province

では1559人であるのに対して、Dry Zone の North Central Province ではわずかに57人にすぎない。Dry Zone はかつて古代シンハラ王国が繁栄を誇った地であり、当時は無数の灌漑用人工貯水地を構築し、水路を開いて稲作農業が行なわれていたと伝えられている。これに反して Wet Zone には、セイロンの3大輸産物である茶、ゴム、ココナツの栽培面積のほとんど全部と、水田面積の40%とが存在し新しい耕地を求めるのはきわめて困難である。しかし Dry Zone の水田が dry season のため年1回しか栽培できないのに対して、Wet Zone の水田は年2回栽培が可能である。

(注5) セイロンの地方行政制度は全土が九つの州(province)に分けられ、その下に21の県(district)がある。県の中には4種類の地方自治体、すなわち大都市(municipal council: 全国に7)、小都市(urban council: 全国に36)、町(town council: 全国に44)、村(village committee)がおかれている。

(注6) その報告書は Ministry of Labour, Industry and Commerce, *Report on the Economic Survey of Seven Villages in Rayi gam Korale of Kalutara District*, Colombo, 1937である。

(注7) その報告書は前掲書と同じ形式(全8分冊)で刊行されている。県名と調査村数は、つぎのとおりである。Kalutara (5), Chilaw (5), Puttalam (5), Matale (6), Kurunegela (28), Gall (9), Matara (6), Hambantota (5)。22村の規模はだいたい20~300戸だから日本の部落に相当する大きさである。これに引き続き1948年までに11の県で経済調査が行なわれたといわれているが、その報告書は入手できていない。

(注8) G. de Soyza, *Report on Rural Reconstruction in Ceylon; Prepared for the information of the Sub-Committee of the Board of Ministers appointed to formulate a scheme of Rural Reconstruction*, Colombo, 1944.

(注9) *Report of the Kandyan Peasant Commission*, 1951.

(注10) この調査の報告書は統計局から、つぎの3種類が刊行されている。

(a) *Preliminary Report on the Economic Survey of Rural Ceylon*, 1951.

(b) *Report on the Survey of Landlessness*, 1952.

(c) *Final Report on the Economic Survey of Rural Ceylon 1950~51*, 1954.

(注11) Central Bank of Ceylon, *Survey of Ceylon's Consumer Finances*, 1954.

(注12) Dept. of Census and Statistics, *Survey of Rural Indebtedness, Ceylon 1957*, 1959.

(注13) B. Ryan, *Sinhalese Village*, University of Miami Press, Coral Gables, Florida, 1958に報告されている Pelpola 村の調査は、著者がセイロン大学社会学科初代教授として在任期間(1948~52年)に実施したものである。これはセイロンにおける社会学および文化人類学研究の礎石を置くために試みられた農村社会の調査であり、secularization という概念を用いて、シンハラ人の伝統的な文化や社会がどのように変容しつつあるかを主題にしている。そのため、経済学的な考察がきわめて不十分であり、農村の経済的な諸条件を明らかにするものではない。しかし、それにもかかわらず、われわれはこの調査から、低地における典型的な米作農村の経済構造の特質をうかがうことができる。

(注14) この Pata Dumbara 地区調査は、セイロン大学経済学科を中心にしたチームによって、1955年7~9月に実施された。その報告書、University of Ceylon, *The Disintegrating Village: Report of a Socio-Economic Survey*, Colombo, 1957は、第I部で主として土地問題を取り扱い、第II部において農村における雇用形態が検討される予定だったが、調査団の中心になって成果をとりまとめていた N. K. Sarkal と S. J. Tambiah の両氏が相次いでセイロン大学を離れることになったため、第II部は未刊行である。農村経済のインテンシブな実態調査としては最初の試みであった。第I部だけでもすぐれた成果を残したといえる。調査世帯の抽出方法は58カ村(1万7561世帯)を54のブロックに分け、9ブロックを選び、そのブロックからそれぞれ20%の世帯をランダムに抽出したものである。

(注15) R. Wikkramatileke セイロン大学講師(地理学)が、標高3600~4000フィートの小さな山村(Ella村、人口582人)について行なった実態調査である。R. Wikkramatileke, "Ella Village—An Example of Rural Settlement and Agricultural Trend in Highland Ceylon", *Economic Geography*, Vol. 28, No. 4, Oct. 1952.

(注16) 主要なものとしては、

(a) 栗本弘編、『セイロンの経済開発』、アジア経済研

究所、1962年。

(b) 栗本弘編、『セイロンの社会構造』、日本エカフェ協会、1962年。

(c) 南亮三郎編、『セイロンの人口構造と社会構造』、アジア経済研究所、1962年。

(d) 梶田勝、「セイロンの土地制度」、『アジアの土地改革II』、アジア経済研究所、1963年。

(e) 藤井正夫、「セイロンの農業問題」、『国際食料農業』、第10巻第10号、1961年。

(f) アジア協会、『アジア問題』、第4巻第5号(セイロンの現状分析特集)、1956年。

セイロンの稲作農業の生産技術のすぐれた紹介書としては、

山田登・太田保夫、『セイロンの稲作——熱帯地方稲作研究への一指標』、国際食糧農業協会、1961年。

(注17) 1958年に成立した米田法は、耕作権の保証、最高小作料の公定、農業労働者の賃金の確定、水田の交換分合、耕作委員会の設立等を目的としている。この法律は一部の県にしか施行されていなかったが、1963年2月1日から全国一円に施行されることになった(*Ceylon Daily News*, 30th Jan., 1963)。この法律は地主に有利な解釈を行なえる条項が多いので、耕作権の強化、耕作委員会の権限強化等をめざして修正が準備されている(*Ceylon Daily News*, 24th May, 1963, 16th July, 1963, 9th July, 1964)。

(注18) アジアでは日本に次ぐ高い米価を政府が決める、協同組合を通じて買い上げることになっているが、生産された米の50%はこの保証価格の恩恵に浴していないといわれている(*Ceylon Daily News*, 23rd July, 1964)。

(注19) 農務局(Agrarian Service Dept.)の報告によれば、穀物保険計画下におかれる水田の面積は、総水田面積約100万エーカー中、

1961/62年度 2.5万エーカー

1962/63年度 6.5万エーカー

1963/64年度 20万エーカー

である(*Ceylon Daily News*, 11th April, 1963)。

I Wet Zone における米作農業

Wet Zoneの農業を考察する場合、まずなによりも注目すべき点は、プランテーション(セイロンではエステートと呼ばれる)農業と米作中心の小農経

営とが、まったく明瞭に区別されるということである。この二重構造において圧倒的な優位に立ち、合理的な経営を誇る前者に^(注20)、きわめて貧しい前近代的な後者が対照される。このことは、どれほど強調しても、強調しすぎることはないだろう。Kandy 地方の谷という谷の底部は農村社会に属しているが、なだらかな斜面から山頂までは、ヨーロッパ人の栽植者とインド人の労働者との社会である。エステートの所有者は、シンハラ農民の耕作地を所有していないので、米作農村の経済構造に直接立ち入ることはない。しかし、かれらがそれ以外の方法を通じて、農民経済に大きな影響力をもっていることは、以下の叙述の前提をなしている。

Wet Zoneにおける水田の灌漑は、乾期がないので、通常年中涸れることのない小川から水を引いている。畑地も、普通は旱害の心配なく耕作することができる。ココナツや他の果樹も、土壌と気象条件さえ適当なら、だいたいどこでも成長する。しかし、プランテーションの導入によって、それまで自然流水によっていた谷あい水田灌漑が妨げられたばかりか、土壌の肥沃度まで減退したといわれている^(注21)。FAO から派遣された J. G. Vermaat 氏の報告によれば Wet Zone の低地の低収の原因として、「天水田の湿田が多く、水利の便が悪く、排水ことに地下排水の悪いこと、ゴム園や茶園のある高地に接続する水田では、豪雨があると一時に水が高地から押し寄せて水田土壌の養分源である粘土、微砂を流亡させること、ことに茶、ゴム園の高地の土壌保全がよくないと被害が著しい」ことが指摘されている^(注22)。

農村における土地利用は、つぎの三つに分かれる。

(1) 水田 (kumbura)。谷あいの容易に水を引け

る土地にあり、Kandy 地方ではみごとな棚田が発達している。これは人口増加の結果であると考えられている。

(2) 畑地 (watte)。水を引きにくいところにあり、果樹、野菜、雑穀等が栽培されている。

(3) 焼畑耕作 (hena)。ジャングルを切り倒し、自然乾燥を待って、火をつけ焼き払う。そのあとへ雑穀(主として kurakkan、粟の一種)を穴播きする。凹地で水利のあるところでは、これが一時水田となる。これはプランテーション農業の発展とともに、ほとんどなくなってしまった。

放牧地、森林、荒蕪地のある村はほとんどみられない^(注23)。

たいていの農民が、換金作物を栽培している。その程度は、畑に少しばかりコショウを作っているだけの者から、経営面積の全部をココナツに当てている者まで、さまざまの段階がある。コロンの南方に開けている海岸沿いの平野では、「ココナツ地帯」と呼ばれ、稲作に適した土地まで、ココナツ栽培に向けられている^(注24)。茶園とゴム園が主としてヨーロッパ人に所有されているのに対して、ココナツ園はもっぱらシンハラ人が所有している。大きなココナツ園を所有している裕福なシンハラ人は、西洋風の生活をし、自国語を流暢に話せない、といわれている。

稲作栽培は、西洋人の目には「旧約時代」と変わらないとうつるくらい、古い農法で行なわれている。耕耘は木製の犁を2頭で1組の水牛につけ、8~9インチの深さまで掘りかえすのである^(注25)。耕起、砕土、整地 (puran ketima, demeha ketima, wepirima) が終わると、畦畔が補修され、水路から水が入れられる。Kandy 地方のある地域以外では、移植栽培はみられない。種子を袋に入れ、水につけて(約3日間)発芽させたあと、しろかきの

済んだ田に直接手で播くのである^(注26)。直播栽培のため除草はきわめて困難であり、施肥もたいていは肥料代が小作人持ちのためあまり行なわれていない^(注27)。播種後3~5月で成熟し、収穫は鎌を用いるが、株元から刈らずに30センチくらいの高さで刈り取るので、かなりの量の刈株が水田に残る。これが有機物の水田への還元役目を果たしているといえる。

第1表が示すように水田面積中^(注28)、灌漑施設のない天水田が多く(ことに低地の水田)、常に旱害(用水不足)や水害の危険にさらされている。年々、播種面積中およそ10%前後が収穫皆無となっている^(注29)。大灌漑施設は、政府直轄の大規模工事で、灌漑局(Dept. of Irrigation)がそれを担当している。受益地の所有者は工費の一部を負担金の形で徴収される。小灌漑施設は普通250エーカー以下の小規模な施設で、政府の一般の監督のもとに、村民によって維持管理される。その所管は政府の収入官(District Revenue Officer)に属する。

第1表 Wet Zone の各県における水田面積(asweddu-mized extent)中、灌漑施設下にある面積の割合(%)

県名	全国の水田面積に占める割合(%)	灌漑施設		天水田
		大灌漑施設	小灌漑施設	
低地				
Colombo	6.2	10.8	3.6	85.6
Kalutala	4.7	1.9	5.1	93.0
Gall	4.8	3.4	6.9	89.6
Matara	4.8	16.2	8.4	75.4
Chilaw	2.6	12.9	58.3	28.9
Kurunegela	13.5	7.9	40.5	51.8
高地				
Kandy	4.0	11.4	38.4	50.2
Matale	2.1	5.0	62.0	32.9
Nuwara Eliya	1.7	11.8	85.4	2.9
Badulla	3.6	20.3	59.6	20.2
Ratnapura	3.4	7.4	49.3	43.3
Kegalla	2.7	0	13.9	86.1
全国平均	100.2	26.2	28.4	45.5

(出所) Dept. of Census and Statistics, *A Report on Paddy Statistics*, 1956, p. 13.

Wet Zone の高地にある中央州(Kandy, Nuwara Eliya, Matale)は、シンハラ王国最後の地であって、移植栽培など従来の稲作技術が他の地方より進んでいる。このため、収量も全島平均(1959~60年のMaha作でエーカー当たり36.1ブッシェル)より、エーカー当たり15~20ブッシェルは多い。しかし、この地区を除くと、Wet Zone の収量はDry Zone の収量より明らかに低い^(注30)。コロボ計画により稲作指導のために日本政府から派遣された専門家は、Dry Zone とWet Zone の稲作を比較してつぎのように述べている^(注31)。

「われわれの観察によっても、Dry Zone の稲は用水さえあれば他に重大な問題はないといってよいくらいで、その生育状況はきわめて健全であり、病虫害の被害も少なく、施肥技術および栽植密度、様式などに改良を加えていけば、さらに収量を高めることも比較的らくにできるとみられる。Dry Zone では稲熱病は見られるが、紋枯病、菌核病、雲紋病、白葉枯病などWet Zone で激甚な被害を出している病気は、ほとんどない。これに反してWet Zone では多雨、多湿、日照り不足、排水不良などという条件の下で、稲を健全に育てることがむずかしく、各種のやっかいな病害がひどく蔓延し、そのうえ、従来から bronzing と呼ばれている一種の生理病が発生し、水稻の生育は実にみじめな様相を示していることが多い。」

前述のPelpola村では移植栽培についてよく知られているが、直播栽培が支配している。1951年に移植の「展示水田」ができたけれども、1957年現在まだ苗代による田植えは行なわれていない。村には伝統的な水の管理役(vel vidane)がいて、灌漑に責任をもっている。その仕事の報酬として、一定量の収穫物を受け取ることになっているのである。除草の有効性も知られているが、実行する

のは5分の1だけである。肥料は第2次世界大戦中、政府が骨粉を配給したときは一般に使用されていたが、今日ではだれも肥料を買って施肥することは考えない。

ここで、興味のある事実は収穫期に、特定の人(Pelpola から2~3マイルの所に住んでいる人)と収穫契約を結び、刈取りを委託する方法が近年導入されてきていることである。Pelpola 村では、この収穫契約の導入によって、伝統的な互助精神による共同作業の慣行がこわれようとしているのである。

一般に高地の村では放牧地や水利権は村の共同所有である。灌漑や道路の維持・補修・管理も村民の共同作業で行なわれ、また水田耕作(とくに刈取り作業)も村落社会を基礎単位にして共同で進められることが多い。村落共同体が稲作経営に対してまだ大きな規制力をもっているにもかかわらず、つぎに述べる経済状態のため稲作を中心とする村の経済構造はしだいに変化し、停滞から解体へと進んでいるようである。

(注20) コロンボ・プランによる技術援助の専門家として、セイロン内務省に勤務していた森友政勝氏は、Wet Zone のプランテーションについて、つぎのように報告している。

「広茫たる茶園地帯を歩いてみると、岡の上に高さ12間、長さ35間、幅10間くらいの白亜の製茶工場がいたるところにそびえて立っている。この工場を巡って茶園労働者のパンガローが点在している。聞いてみると、この茶園の1農場の大きさは100町歩を越えるものが少なくない。この大規模な茶園には、500戸以上の労働者が働いており、この住民のために、近代的な学校、病院、寺院等が完備している。正に一つのエステートはよく一つの村落を形成している。この大企業植栽農業によるエステートの数は1万0233農場があり、その労働者は36万戸に及び、耕作面積は45万5244エーカー(18万2097町)に達している。「そのほかに土着民農業による、零細茶園の数は4万3000戸、11万1155

エーカー(4万4462町)であるが、これらはおおむね協同組合組織によって製茶工場を営んでいる」(森友政勝、『セイロンの茶業』、1958年、2ページ。)

(注21) University of Ceylon, *op. cit.*, p. xi.

(注22) 馬場起, 「セイロンの稲作事情」, 『熱帯農業』, 第2巻第3号, 1959年2月, 121ページ。

(注23) 植民地支配の前は、水田を中心に畑と森林とが適当に配置され、つりあいのとれた自給自足の農村経済を構成していたと考えられている。

cf. R. Pieris, *Sinhalese Social Organization; the Kandyan Period*, Colombo, 1956.

(注24) O. H. K. Spate, *India and Pakistan*, Chap. XXVI Ceylon (by B. H. Farmer), London, 1960, pp. 771~772.

(注25) H. Williams, *Ceylon; Pearl of the East*, London, 1956, p. 296.

(注26) N. D. Wijesekera, *The People of Ceylon*, Colombo, 1949, p. 103.

(注27) たとえば1959~60年の Maha 作(約10~4月)では栽培面積90万2258エーカー中、施肥面積は31万6196エーカーであり、1960年の Yala 作(約4~10月)では栽培面積51万5810エーカー中、施肥面積は18万8366エーカーにすぎない(Dept. of Census and Statistics, *Ceylon Year Book 1961*, Colombo, 1962, p. 71)。

(注28) Asweddumized extent (水田面積)は1954~55年の調査(Paddy Statistics)では、103万1611エーカーとされている。これは全耕地面積の約28%に当たっている。Asweddumized extent というのは、水を入れて水稻の栽培ができるように畦畔をめぐらし、内部をさらに、水平な幾枚もの田に仕切って畦畔を設けた Asweddumized field の面積をさす。1枚1枚の田は liyadde と呼ばれる。また、この作業を Asweddumization という。

(注29) Dept. of Census and Statistics, *Statistical Abstract of Ceylon*, 1959, pp. 148~150.

(注30) *Administration Report of the Director of Agriculture for 1960*, Colombo, 1962, p. 158.

(注31) 山田登・大田保夫, 前掲書, 56~57ページ。

II 土地保有の零細性と農村経済

Wet Zoneにおける土地保有形態を、1946年のセ

ンサスによってみたのが第2表である。1954~55年に行なわれた調査では面積別の土地保有形態は示されていないが、農家別の保有形態は、自作農家55%、賃借農家(Lease制)14%、分益農家(Ande制)29%、共有農家(Tattumaruru制)3%となっている(註32)。セイロン全体としては、この10年間にむしろ賃借農家と分益農家とが増加しているようである。

Ande制(註33)は、地主に収穫物の一定割合を小作料として支払う分益小作で、*métayage*(註34)あるいは*share-cropping*(註35)と考えられている。このAnde制は地方によってその慣行を異にしているが、主要な形態としてつぎのものがある(註36)。

- (1) Hari Ande 制。収穫物の50%を地主が取り、残りの50%が耕作者のものとなる。
- (2) Tun Ande 制。収穫物の3分の1を地主が取る形態。
- (3) Bin Ande 制, Gan Ande 制, あるいは Karu Ande 制。これは収穫物の4分の1(または5分の1)を地主が取る形態。

以上の3形態では、小作人がいっさいの作業に

第2表 Wet Zone の土地保有(水田), 1946年(%)

県名	水田面積 (エーカー)		賃借 (Lease)	分益 小作 (Ande)	共有 (Tattu- maru)	その他
	自作					
低地						
Colombo	62,567	58.9	0.8	34.6	3.4	2.2
Kaltara	46,132	52.7	4.0	23.5	16.6	3.1
Gall	48,992	61.2	12.8	14.9	7.3	3.9
Matara	48,784	37.8	4.1	51.3	3.5	3.1
Chilaw	14,336	53.7	2.7	34.9	4.6	3.8
Kurunegela	125,348	47.3	0.7	29.3	11.7	11.1
高地						
Kandy	39,731	47.7	3.6	45.9	0.8	2.0
Matale	21,292	47.2	1.7	47.2	1.5	2.3
Nuwara Eliya	16,646	56.1	2.2	40.2	0.9	0.8
Badulla	33,747	51.3	6.5	35.3	3.7	3.3
Ratnapra	33,541	19.2	3.3	50.2	26.0	1.3
Kegalla	26,929	30.4	1.2	31.8	35.6	1.1
セイロン	899,970	55.2	9.1	23.6	6.5	5.2

(出所) *Census of Ceylon, 1946, vol. I, part II.*

責任をもち、地主は土地所有権だけを根拠にして小作料を取るのである。小作人は耕地に境界をつけ、種子と水牛を持ち、肥料を準備しなければならない。この形態の地主は通常不在地主が多く、耕作状態の監督はほとんど行なわれない。

(4) Hari Ande 制の一種であるが、地主が種子と水牛とを(時には肥料も)提供し、小作人が約10割の利子(年に)をつけて支払わねばならない形態(註37)。この形態に付加されたものとして、Maradan(あるいは Govikath, Santhosam) といって、各季に耕作権を競売し、高い Maradan を払うものに土地を貸す制度がある。旧 Kandy 王国領の高地に多い慣行である。

(5) 収穫物の2分の1を地主が取り、種子、水牛、肥料、耕地の境界用針金等の一部または全部を無料で提供する形態。この形態では実質的な地主の取り分は2分の1以下になる。Wet Zone では Kurunegela の一部を除いてはほとんどみられない形態。Dry Zone に多い。

(6) 耕作者に対する Karu Ande 制。水田耕作に必要ないっさいの用具や費用を地主が供給し、小作人は労働力のみを提供する場合で、収穫物の4分の3を地主が取り、4分の1を小作人が取る形態。小作人と呼ぶよりは、でき高払いの農業労働者に近い形態である。これは Kandy 近郊の農村でみられる慣行である。

Lease 制のもとにある農民も、米田法によれば、Ande 制と同様に小作農として取り扱われている。これはその年の豊凶にかかわらず、生産物の一定量を小作料として取るものである。Ande 制に劣らず耕作者に過酷な制度であるといわれているがこれはタミル米作農村(Dry Zone の北部に多い)における慣行とされているので、ここで詳しくは、立ち入らないことにする。しかし、Lease 制の中

には、直接耕作者と地主との間に中間の転貸者 (middleman-lessee) である Vidane (あるいは Gamba-
raya) が存在し、現物地代のほかに毎季3日間の労働地代を要求する慣行のみられる地方があることは、注目に値する(注38)。

Tattumaruru 制は保有が零細化しているため所有権者が毎季交代して耕作する制度である。時には1枚の水田を8~9人あるいはそれ以上の者が共有 (co-ownership) して、かわるがわる耕作するのである。こうなると土地の所有権も明らかでなくなるので、土地は借金の担保にもならなくなるし、所有権の登録すら困難となる。この所有形態のもとの輪作が、Ande 制に組み込まれれば Maradan 制になると考えることができよう。

Wet Zone における水田の零細保有は、はなはだしく、平均保有面積が1エーカーに達しない県がつぎのように2分の1に達している(注39)。

Colombo	0.92エーカー
Kandy	0.59エーカー
Matale	0.55エーカー
Nuwara Eliya	0.65エーカー
Badulla	0.75エーカー
Kegalla	0.79エーカー

経済的な経営規模として、Dry Zoneへの入植計画がこれまで、1農家当たり水田3~5エーカー、畑地2エーカーの土地分譲を行なってきた点と比較しても、農家経済の困難を推測することができる。

もともと Wet Zone では、プランテーション農業の発展により、水田農業における大土地所有——大地主層の形成——がみられないのを特徴としている。他方、上述の複雑な保有形態の基礎をなす土地所有についてみると、土地のない農家が多いことがわかる。第3表は Wet Zone の五つの

県において戦前 (1936~38年) と戦後 (1950年) の調査結果を比較したものである。調査戸数が少ないので、必ずしも Wet Zone の傾向を代表しているとはいえない。しかし、大勢を知ることはできよう。この表が示す著しい変化は、無所有の世帯の減少と1エーカー未満層の増加である。その理由としては、つぎの2点が考えられる。

- (1) 農村にある国有地の分譲、入植計画による Dry Zone への移住(注40)。
- (2) 職を求めて土地のない農家が都市やプランテーションへ移住したこと。

第3表 Wet Zone の5県における土地所有の変化 (A: 1936~38年, B: 1950年)

県名	調査年	無所有		1エーカー未満		1~5エーカー		5エーカー以上		調査戸数
		戸数	百分(%)	戸数	百分(%)	戸数	百分(%)	戸数	百分(%)	
Chilaw	A	181	53	89	26	52	16	18	5	340
	B	38	48	15	19	25	39	11	14	79
Matale	A	262	38	143	21	228	37	59	8	692
	B	148	41	120	34	65	18	25	7	358
Kurun-egala	A	755	37	397	19	649	31	240	12	2,041
	B	108	22	127	26	199	42	48	10	482
Gall	A	706	57	300	24	181	14	62	5	1,249
	B	346	28	528	42	330	26	55	4	1,259
Matara	A	355	55	141	22	108	17	41	6	645
	B	293	24	446	37	404	34	55	5	1,208

このように1エーカー未満の非経済的な土地所有の農家 (その生産性を考えれば日本の3反農家にも及ばない) が大半を占めているので、水田農業を中心とする農村の経済構造は解体しつつあり、稲作栽培だけで生計をたてることは困難になってきている。第4表によれば(注41)、主たる職業を農業とするものは農村において40%前後にすぎない。この傾向は Wet Zone だけを取り出してみるなら、もっと進展しているものと思われる。1950~51年の調査では「農業」に含まれる農業労働者の世帯は18.2%である。1957年の調査報告ではとくに区別して示されていないが、著しく減少していることはないと考えられる。この農業労働者に非農業

第4表 農村世帯の職業分布と平均所得
(1950~51年, 1957年) (単位: ルピー)

職業	1950~51年の農村経済調査		1957年の農村負債調査	
	世帯数の百分比%	年平均所得	世帯数の百分比%	年平均所得 ⁽¹⁾
農業者	40.0	1,172	38.0	1,111
農商手工業業者	7.0	1,311	9.0	1,966
非農業労働者 ⁽²⁾	5.0	1,046	6.0	1,030
漁業	17.0	728	27.0	773
その他	—	—	2.0	963
その他	31.0	1,401	18.0	1,814
全	100.0	1,170	100.0	1,222

(注) (1) コロンボ消費者価格指数によりデフレートしてある。

(2) 1950~51年の調査では漁業がその他に含まれる。

(出所) Dept. of Census and Statistics, *Survey of Rural Indebtedness Ceylon 1957*, p. 6.

労働者を加えると、農村において労働者の世帯が過半数に近くなる。自らの労働力を売ることによって主たる生計をたてる者が、農村においてこれほど多数を占めているのは、古い農業の解体に照応すべき都市における工業の発達がいかに遅れているかを示しているともいえる。Wet Zone の米作農村では、ヌルクセ流の潜在的な失業者の滞留を典型的に見ることができるようである。セイロンの紹介書に散見する「セイロンの農民はゴシップ好きの怠け者」という評判^(注42)も、このような状態から生まれてくるのであろう。

第4表が示す農家所得は、セイロンの国民所得水準からみてもきわめて低い。1957年の1人当たり国民所得は492ルピー^(注43)であるから、世帯構成員が平均5.5人(1957年調査)である農家の所得は2分の1にも達しないわけである。

戦後の人口増加や商品経済のいっそうの浸透にもかかわらず、米作農業の側で所得を増加させる要因は現われなかったため、農家負債は1950~51年から1957年の間に3倍以上にふえた^(注44)。戦前(1936~38年)の調査では、農村世帯の75%が負債

のある世帯だったが、1950~51年には30%に減り、1957年にふたたび54%に増加した。平均年間所得に占める1世帯当たりの負債の割合も、それぞれの調査で40%、7%、34%となっている。第2次大戦中とその直後は比較的農産物価格が高く、負債の減少を可能したが、1957年の調査が示す負債額の上昇傾向はその後も続いているとみられる。

第5表は借金の目的を分類し、3度の調査結果を比較したものである。非生産的な使用目的のものが相当大きな比重を占めつづけていることは、農村での負債が商人を除いては、経営資金としてよりも生活資金としての役割を果たしてきたことを物語っている。この使用目的は地方による変化が大きく、同じWet Zoneでも、たとえば耕作目的の借金はKandy県で70%だが、となりのMatale県では4.2%である。土地の購入、賃借、改良費がChilaw県では29.1%もあるのに、南のMatara県では1.7%しかない。

第5表 農村における借金の目的 (%)
(1936~38年, 1950~51年, 1957年)

目的	戦前の7地区調査	1950~51年の調査	1957年の農村負債調査
A 生産に使用			
1. 耕作	(a)	6.8	10.1
2. 家畜の購入	(a)	1.0	0.4
3. 土地の購入、賃借、改良	13.9	9.2	11.2
4. 商業	23.7	8.0	16.6
5. 建物一住宅および営業用	(a)	7.8	13.6
6. 車の購入	(a)	2.2	1.9
7. その他の生産的使用	18.8	17.6	2.4
小計	56.4	52.6	55.2
B 非生産的使用			
8. 食料の購入	13.0	10.2	9.5
9. 医療	9.6	18.9	10.1
10. 負債の返済	9.0	5.2	7.4
11. 儀式(冠婚葬祭)	5.5	7.9	6.9
12. その他の非生産的使用	(a)	4.5	9.1
13. 分類できないもの	6.5*	(a)	0.8
合計	100.0	100.0	100.0

(注) (a) 特に分類されていない。

*教育のための借金。

日本のような、金融機関としての農業協同組合(注45)が未発達であるセイロンでは、これら農村における資金の供給源は、第6表に示すとおりである。インドの農村金融がもっぱら村落内の高利貸しによって行なわれているのに対して、セイロンでは親類や友人の比率が非常に大きい。

第6表 農村における資金供給源の比較
(インドとセイロン) (%)

供給源	農村信用調査 (インド)	農村負債調査 (セイロン)
政 府	3.3	2.6
協 同 組 合	3.1	4.1
親 類 友 人	14.2	44.2
地 主	1.5	8.0
農 民 の 金 貸 し	24.9	(a)
職 業 的 な 金 貨 し	44.8	15.5
商 業 銀 行	5.5	11.5
商 業 銀 行	0.9	1.1
そ の 他	1.8	13.0

(注) (a) 「その他」に含まれる。
(出所) Dept. of Census and Statistics, *Survey of Rural Indebtedness*, p. 9.

つぎにセイロン西南地方の米作農村における経済生活の全般的な特徴にふれておこう。

米作農村ではプランテーションと異なり、家族が最も重要な経済単位である。農村における1人の人間の所得は、家族の所得の一部であり、その支出も、財産も、負債も同様である。家族を離れては、社会的にも経済的にもほとんど存在することができないのである。

農村では貨幣があまり使用されず、多くの取引は現物で行なわれている。たとえば、資金の貸付は骨粉(肥料)の形で行なわれ、元金の返済は生産物で済まされる、というように。したがって、農村経済は現在も部分的には自然経済であるといわれている(注46)。

村落共同体としての自給自足的伝統がいまだに強く残っていて、村有財産的なものが多い。動産

や不動産の共同所有制があり、水田も Tattumaruru 制のほかには割地制度のような Kattimaru 制も残存している。

農村から都市へ移住しようとする人が増加して村の経済に影響を与えている。村を離れる人は土地を売るか、不在地主になるかである。こうして村の経済に非居住者が割り込んでくる。また、居住している農民の側から、村外の非居住者に土地を売ることもある(注47)。

農村における社会生活では、伝統と習慣が大きな力をもっている。カースト制度も社会生活の一部分を構成している。これが社会をいくつかの層に分け、職業の移動を困難にしているのである。

(注32) Dept. of Census and Statistics, *A Report on Paddy Statistics*, 1956, p. 13.

(注33) Ande ということばは、パーリ語の Addha あるいはサンスクリット語の Ardh から出ていて、もとの意味は2分の1ということである。

(注34) B. H. Farmer, *Pioneer Peasant Colonization in Ceylon*, London, 1957, p. 57.

(注35) The University of Ceylon, *op.cit.*, p. 24.

(注36) cf. J. B. Kelegama, "The Economic Significance of the Paddy Lands Bill", *The Ceylon Economist*, Vol. 4, No. 1, 1958.

(注37) たとえば Kegalle 県では、水牛1対の賃料として、1日当たり耕耘に5ルピー、脱穀に2ルピーを取る。これが中央州の Pussellawa や Udugama では現物で0.5ブッシェル支払う。種子、肥料等、地主側の提供物に対する支払いが、現物で行なわれる場合、通常は収穫物が地主と小作とに折半される前に利子を含めて控除される。しかし、地方によっては折半後小作の取り分からこれらの賃料が支払われる場合もある。

(注38) cf. W. Rupesinghe, "The Paddy Lands Bill", *The Ceylon Economist*, Vol. 2, No. 4, 1953.

(注39) Dept. of Census and Statistics, *Report on the Survey of Landlessness*, 1952, p. 28.

(注40) 1935年の土地開発令が制定されてから、土地割当てが政府の農村復興、開発の大きな手段となってきた。この内容は二つに分かれる。第1は村落改善拡大計画とよばれ、村落の国有地(または政府が取得

した私有地)を小保有農民とセイロン人中産階級とに与えるものである。後者はセイロン人による中級プランテーションの発展をめざしたものである。第2は入植計画(Colonization Scheme)といわれ、主としてDry Zoneにある未開の可耕地を開拓して分譲するものである。こうして1957年末までに政府の土地政策によって分譲された土地は、56万5944エーカー(31万9592戸)に達した。この23年間(1935~57年)の受益農家は、1957年における農村の世帯のおよそ24%に相当する(J. B. Kelegama, "The Economy of Rural Ceylon and the Problem of the Peasantry", *The Ceylon Economist*, Vol. 4, No. 4, 1959, pp. 364~367)。

(注41)「その他」の職業が1957年に少ないのは職業構成の変化ではなく、分類方法の相違によるものである。

(注42)たとえば H. Williams, *op. cit.*, p. 293. "The Sinhalese peasant is one of the laziest men alive. He prefers gossip to anything else and does the absolute minimum of work necessary to support life for himself and for his family".

(注43) National Planning Council, *The Ten Year Plan*, Colombo, 1959, p. 5.

(注44) 負債のある農家の平均負債は、1950~51年に226ルビー、1957年に753ルビーだった。

(注45) セイロンにおける信用協同組合は1912年に設けられることになった。1960年末現在、セイロンにある各種の協同組合は4997組合、組合員数は71万5000人である。1959/60年度内に貸し出された資金額は13億9241万7185ルビーに達している。

(注46) Dept. of Census and Statistics, *Final Report on the Economic Survey of Rural Ceylon 1950~51*, p. 17.

(注47) 前述の Ella 村調査報告によれば、耕地の80%が0.5~1エーカーの零細経営にゆだねられている。村内にわずかばかりの相続地を所有しながら、都市の職業につき移住してしまった零細不在地主は、水田耕作に関心をもち、所有地を売ろうとしている。しかし、村内の農民には、それを購入するだけの資力もない。そこで耕作が放棄され荒廃している水田もみられる。

む す び

以上のような諸調査報告の検討が明らかにして

いる Wet Zone の農村経済に固有の性格は、つぎのようにまとめることができよう。

第1に、稲作こそ農家経済の基礎であると強く意識されている(植民地体制が確立する以前のセイロン社会の基軸は稲作農業であった)が、現実には非経済的保有のため、農村人口の大半が自家消費米さえ自給するのが困難になっていることである。零細保有の非経済性にもかかわらず、他に職を求めることができないので、土地に対する執着が強く、多くが潜在的な失業者として、農村に滞留している。このことが農村における生活水準をきわめて低くおしとどめているのである。

第2に、生産技術が改善されず、非能率的である。その結果、単位面積当たりの収量は少なく、さらに相対的過剰人口のため、1人当たりの収量はいっそう少なくなっている。

第3に、安価な雇用労働力が容易に得られるので、労働力の評価が低く、ますます耕地そのものに対する価値帰属が増大している。したがって、省力経営をめざす生産技術は普及しない。

第4に、このような生産条件のもとでは、土地改良等のために資本蓄積がなされることはなく、少しでも収入に余裕があれば土地購入費に当てられる。そこで、生産過程に資本が投下されることは、非常に少ないのである。

第5に、現金収入が少なく、伝統的な低い生活水準の維持を余儀なくさせられている米作農村への商品経済の進展は、農家負債をしないで増大させている。

このような農村経済の実態は、いまや解体の危機に直面しているというより、農家の大半が米作以外の収入源をもっていることから、すでに解体しつつあるということが出来る。しかし、現状では農業内部に資本(農業資本)が自立する可能性

はほとんどなく、余剰労働はもっぱら耕地に帰属し、古い地代を形成しているのである。したがって、土地から解放された自由な賃労働（範疇としての）は生まれず、近代的土地所有（超過利潤が地代に転形するかぎりでの）も成立しないのである。

こうして、古い経済構造を解体しつくすことができないでいる状況は、ヌルクセ流の悪循環を顕在化させ、農村経済の矛盾をますます激しくしている。セイロン政府の招きに応じてセイロンを訪れたJ・ロビンソン女史は一つの解決策として、Dry Zoneの開墾をいっそう進めることを提案し、その意義をつぎのように強調している(注48)。「開墾政策はこれまでかなり批判されてきた。得られた収穫量に比べて費用がかかりすぎるのがその理由である。しかし、その経費はほとんど全部が労働費用の形をとっている。そのための外貨費用はおそらく開墾地から得られる新規食糧生産によって表わされる外貨節約の2年分よりも少ないくらいである。もし、国家がその構成員のすべてに生活の資を与える義務があるとすると、労働雇用の費用は絶対的に考えてゼロであるから、ここで問題になることはある方法で雇用することが他の方法に比べて生産性が高いかどうかだけである。輸出作物の生産に従事する労働が開墾労働よりも収益性が高いことは明らかであるし、工業雇用もまた、いっそう有利になると見込まれている。しかし、今後10年間に全労働を生産性の高い産業内に吸収することはまず不可能といってよい。だから、どの産業に雇用されるとしても、失業するよりまだましのように思われる。この発展計画において、特に強調したい点は、原料農産物の増産を含めた工業部門が十分発展して、過剰労働力がすべて雇用されるようになるまでは、開墾は継続すべきであるということである」。しかし、このことは、1930

年代の農業恐慌以来実施されてきた国有地の分譲やWet Zoneへの入植計画のようにWet Zoneの農村経済に手をつけないまま進めることができなくなっているのである。貨幣資本の形で国家に吸い上げられた経済余剰があれば、それは当然開墾事業より生産性の高い部門に投下されなければならない。したがって、ロビンソン女史の提案を具体化するための開墾に必要な費用(注49)の何らかの形での調達も、農村に滞留している遊休労働力の開墾労働への組織化も、古い農業の変革なしには実現できないはずである。

こうして、この国の経済発展は、無条件的に伝統的な農村経済構造の変革を要求しているのである。その生産力水準の低さにもかかわらず、Wet Zoneの米作農業は、100年の解体過程を経た日本農業と同じ小農制の止揚に取り組みねばならないのである。この問題の解決への重要な指標は、土地改革と農業の共同化とがどういう形でどこまで進展しうるか、ということであると考えられるが、それは今後の研究課題としたい。

(注48) National Planning Council, *Papers by Visiting Economists*, Colombo, 1959, p. 48.

(注49) 1戸の入植農民経営(2エーカーの畑地と3エーカーの水田)の創設に必要な費用は直接には6000ルピー、水利灌漑等の共同施設や測量費を含めると約1万2500ルピーになると算定されている(*Ceylon Daily News*, 1st Sept., 1964)。

(調査研究部南アジア調査室)